

# 労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会  
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

## 10月14日からの静岡県最低賃金は725円

10月14日から静岡県の最低賃金が713円から725円に12円上がります。  
最低賃金以下の方がいないか、ご確認をお願いします。

## 厚生年金保険料が10月支給分給与から変更されます

労務協会から9月中旬に10月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしましたので、ご確認ください。雇用保険料は「総支給額」に6/1000(建設業は7/1000)をかけた額を控除してください。なお、9月～来年2月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

協会けんぽ(介護なし)	46.5/1000 (静岡県)
協会けんぽ(介護あり)	54.0/1000 (静岡県)
厚生年金	80.29/1000
雇用保険(一般)	6/1000
雇用保険(建設業)	7/1000

です。健康保険組合等に加入の会員様については、個別に労務協会までご確認ください。

## 平成23年1月から16歳未満の扶養親族の扶養控除が廃止されます

「子ども手当」の創設「高校無償化」に伴い、子ども手当が支給される中学生以下の子供(「年少扶養親族」=平成8年12月31日以前に生まれた人)の扶養控除が平成23年1月より廃止され、特定扶養親族が19歳～22歳(従来は16歳～22歳)に変更されました。これにより、扶養控除は以下の通りになります。

扶養親族の年齢	扶養控除対象	扶養控除額	備考
0歳～15歳	×	0円	
16歳～18歳	○	38万円	一般の控除対象扶養親族
19歳～22歳	○	63万円	特定扶養親族
23歳～69歳	○	38万円	一般の控除対象扶養親族
70歳～	○	48万円 (58万円)	老人扶養親族 (同居老人扶養親族)

平成22年の年末調整は従来通りとなりますが、平成23年1月支給分給与計算から扶養親族の数が変更となり、控除する源泉所得税額が変わります。15歳未満の扶養家族のいる従業員の給与計算については注意が必要です。

※配偶者控除については、今回は変更されませんでした。

(編集後記)今回は給与計算に関わる法改正情報を3つ取り上げました。労務協会の会員の皆様ほとんどの企業に関係する内容です。政局が不安定で、これから法改正が増えそうです。なるべく「分かりやすく」整理してお知らせしますので、よろしくをお願いします。(一ノ宮 俊人)